

令和5年3月2日
総務部 税務課

特定個人情報保護評価の再実施について

1. 諮問事項

特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について

評価書名：地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務（全項目評価書）

2. 経緯

県税の賦課徴収に関する事務については、マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル（「特定個人情報ファイル」）を保有することから、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づき、平成27年度に特定個人情報保護評価を実施した。

その後、県税の賦課徴収に関する事務において利用している「税務システム」の全面的な入れ替えとなる新税務システム整備（令和元年10月稼働）が、「特定個人情報の取扱について重要な変更を加えようとする場合」に該当することから、プログラミング実施前の平成29年度に再評価を実施し、公表した。

特定個人情報保護評価は、「特定個人情報保護評価に関する規則」により一定期間を経過後に再評価をすることとされており、「知事が保有する特定個人情報保護評価実施要綱」により5年ごとに再評価を実施するものとされていることから、平成29年度に実施した前回評価から5年が経過した今年度に再評価を実施した。

【参考】再評価実施の根拠

特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）

（一定期間経過後の特定個人情報保護評価）

第15条 行政機関の長等は、指針で定めるところにより、第5条第2項の規定による公表をした日、第6条第3項の規定による公表をした日、第7条第6項の規定による公表をした日又は法第28条第4項の規定による公表をした日（第8条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした日）から一定期間を経過するごとに、それぞれの規定による公表をした基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第28条第1項に規定する評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、再び特定個人情報保護評価を実施するよう努めるものとする。

知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱

（5年毎の再評価）

第12条 番号利用所属の長は、5年毎に評価を再実施するものとする。

3. 前回評価書からの変更点

前回の評価以降、「県税の賦課徴収に関する事務」の内容に重要な変更は無いが、関係法令改正による条項ずれを修正するとともに、実務の取扱いに合わせた記載を追加した。変更内容については別添新旧対照表のとおり。

○主な変更箇所

・ ページ : P. 15

・ 項 目 : II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去

・ 変更内容

「③ データの消去方法」について、税務システム及び統合宛名システム、国税連携システムに関する記載が無かったため、これらのシステムに関するデータ消去の記載を追加した。

委託業者の責任において、保存された情報が読み出しできないよう完全に消去することを求めている、実務上の取扱いにも一致する。

・ ページ : P. 19

・ 項 目 : III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法

・ 変更内容

「委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」について、現状では再委託を行う場合、県の事前の承諾が必要であることから、「受託業務の第三者への委託」の記述を追加している。

また、再委託を行う場合でも、外国にある第三者への受託業務の委託及び特定個人情報を海外に流出させる恐れのある行為を行ってはならない旨を追加した。

※その他の変更点（条項ずれの修正等）については、別添新旧対照表のとおり。

4. パブリックコメントの実施状況

期間：令和5年1月27日から令和5年2月25日まで

意見：無し

5. スケジュール

個人情報保護審議会	令和5年3月2日
公表	令和5年3月下旬

税務課所管特定個人情報保護評価「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務」に係る評価の再実施について

1. 特定個人情報保護評価とは

『特定個人情報ファイル』を保有、又は保有しようとする国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの（特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えるときにも同様の対応が必要）

特定個人情報ファイル

- ◆ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）
 - ・ 特定個人情報：個人番号をその内容を含む個人情報（第2条第8項）
 - ・ 特定個人情報ファイル：個人番号をその内容を含む個人情報ファイル（同条第9項）

地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務に係る税務システムは、特定個人情報ファイルを取り扱うため、特定個人情報保護評価の実施が必要（現行の本県税務システムに係る特定個人情報保護評価は、システムの全面的な更改に合わせ、平成29年度に実施したもの（初回評価については平成27年度に実施））

2. 評価の再実施（再評価）の根拠について

特定個人情報保護評価に当たっては、『特定個人情報保護評価書』を公示し、広く国民の意見を求めた上で（パブリックコメント）、個人情報保護委員会から承認が必要（番号法第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条）。また、一定期間を経過する毎に、再度評価の実施が必要（同規則第15条）。

再評価の実施

- ◆ 知事が保有する特定個人情報保護評価実施要綱《5年毎の再評価》第12条 番号利用所属の長は、**5年毎に評価を再実施（再評価）**するものとする。

現行の評価（平成29年度に実施）から5年が経過していることから、本年度（令和4年度）において再評価の実施が必要

今回の再実施についても、初回・前回と同様に**県民意見提出制度による意見募集（パブリックコメント）**及び県個人情報保護審議会へ諮問・意見聴取を実施（知事が保有する特定個人情報保護評価実施要綱第5条及び第6条）。なお、再評価については、プログラミング開始前に実施することが必要（特定個人情報保護評価指針（第6の2（2）ア））。

3. 評価の内容について

【評価書名】 地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務（全項目評価書）

前回の評価以降、「県税の賦課徴収に関する事務」の内容に重要な変更は無いことから、**評価書の記載内容は従前どおりとし、関係法令の改正に伴う修正など軽微な変更のみ行うこととする。**

評価項目	主な記載事項	変更点
I 基本情報	特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容、使用するシステムなど	-
II 特定個人情報ファイルの概要	特定個人情報ファイルに記録される本人の数及び範囲、記録項目、入手の方法、委託など	関係法令の改正に伴う修正（条項ずれ）
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	特定個人情報の入手、使用、保管、廃棄などの各プロセスでのリスク対策	関係法令の改正に伴う修正（条項ずれ、『外国にある第三者』に対するデータ提供の禁止、データの消去方法の見直し）
IV その他リスク対策	自己点検、監査、従業員に対する教育・啓発などのリスク対策	関係法令の改正に伴う修正（条項ずれ）
V 開示請求、問合せ	特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求及び取扱いに関する問合せ先など	-
VI 評価実施手続	基礎項目評価、国民・住民等からの意見の聴取、第三者点検などの実施状況	関係法令の改正に伴う修正（条項ずれ）

※ 今回の再評価に当たったの変更箇所については、評価書の最終ページに記載

4. 今後のスケジュール

令和4年度

1月

2月

3月

特定個人情報保護評価（再評価）に係る今後の予定

県民意見の募集（パブリックコメントの実施）

評価書の修正

第三者点検の実施（山梨県個人情報審議会への諮問・意見聴取）

評価書の修正

個人情報保護委員会への提出・公表